
第四 精神保健福祉対策・難病対策

- 1 精神保健福祉対策
- 2 難病対策
- 3 原子爆弾被爆者援護事業
- 4 骨髄バンク推進事業

第四 精神保健福祉対策・難病対策

1 精神保健福祉対策

(1) 精神障がい者の医療

① 医療保護入院

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第33条 昭和25年5月1日施行)

<事業概要>

精神保健指定医により、精神障がい者で医療及び保護のため入院を必要とする者と診断された場合は、本人の同意がなくても家族の同意により入院させることができる。精神科病院の管理者は、管轄の保健所長を経て、都道府県知事に届け出る。

<対象者>

診察の結果、精神障がい者であり、かつ医療及び保護のため入院の必要がある者

<実施主体>

県

<入院者数>

延べ人数(単位:人)

年 度	倉 敷	児 島	玉 島	水 島	真 備	計	
3	512	196	182	203	42	1,135	
4	511	207	149	210	47	1,124	
5	501	205	143	208	36	1,093	
(内訳)	男	230	96	72	101	15	514
	女	271	109	71	107	21	579

② 自立支援医療(精神通院)

(根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成25年4月1日施行)

<事業概要>

精神疾患の治療のために、通院による精神医療を続ける必要がある者の通院医療費の自己負担額を1割に軽減することにより、患者の経済的負担を軽減し、適正な医療の普及、通院治療の促進を図る。

<対象者>

通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者

<有効期間>

1年

<実施主体>

県

<受給者数>

各年度末現在(単位:人)

年 度	倉 敷	児 島	玉 島	水 島	真 備	市 外	計	
3	4,500	1,509	1,212	1,713	374	1	9,309	
4	4,638	1,515	1,261	1,750	394	1	9,559	
5	4,676	1,561	1,272	1,763	405	1	9,678	
(内訳)	男	2,078	680	601	809	192	1	4,361
	女	2,598	881	671	954	213	0	5,317

(2) 心の健康づくり対策事業

① 普及啓発

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第46条 昭和25年5月1日施行)

第四 精神保健福祉対策・難病対策

ア 心の健康づくり講座

<事業概要>

精神障がいに対する正しい理解促進のため、医師による講演会や当事者との交流を行う。また、精神保健に関わる関係機関と連携を図り、ネットワークの構築のため、企画段階から関係機関と協働で取り組む。

<対象者>

地域一般市民・精神保健福祉医療関係者

<事業実績・実施内容> (単位:回、人)

年度	回数	参加者数
3	4	203
4	7	442
5	6	397

イ 健康教育

<事業概要>

愛育委員会や出前講座などの機会を通して、自殺予防を含めた心の健康づくりや精神疾患・精神障がいに対する理解促進や偏見除去のため健康教育を行う。(ゲートキーパー研修を除く)

<事業実績・対象者・内容> (単位:回、人)

年度	回数	延べ参加者数
3	77	1,977
4	128	3,638
5	117	3,746

② くらしき心ほっとサポーター養成

(根拠 くらしき心ほっとサポーター設置要綱 平成21年12月24日倉敷市告示第734号)

<事業概要>

倉敷市精神保健福祉協議会の答申に基づき、心の健康づくりの推進や精神障がいに対する偏見除去のため、一市民としての立場から行政と協働し地域へ啓発することを目的とした「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、サポーター活動を委託する。各地区の定例会を中心に活動の検討を行い、地区の状況に合わせた啓発活動の推進を図る。

ア くらしき心ほっとサポーター養成講座・研修

<事業実績・対象者・内容> (単位:回、人)

年度	講座名	内容	回数	対象・人数	延べ参加人数
3	ステップ1(理解編)	講義とグループワーク 交流実習	新型コロナ感染拡大のため実施なし		
4	ステップ1(理解編)	講義とグループワーク 交流実習	5	9期生・17	85
5	ステップ2(自分発見編)	講義とグループワーク	3	9期生・17	46

イ サポーター人数・地区別状況 (単位:人)

年度	人数	内訳				
		倉敷	児島	玉島	水島	真備
3	121	56	28	16	12	9
4	113	54	27	12	11	9
5	121	58	31	13	10	9

※ 毎年度4月1日時点の登録者数。

ウ サポーター活動状況

(単位:人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区での集まり	定例会・講座企画	676	1,536	1,874
個人・学区での集まり	普及や啓発の企画	191	379	425
	普及や啓発の実施	183	364	521
	自己学習・講演会参加	615	686	751
	作業所等と連携・交流	488	552	689
	その他	399	569	596

(3) 精神障がい者対策

① 精神保健相談

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条 昭和25年5月1日施行)

ア 心の健康相談

<事業概要>

地域住民の心の健康の保持増進を図るため、精神科医師が心の不調や悩みの相談に応じる。

<対象者>

心の健康で悩む人

<内 容>

精神科医師の面接相談

<事業実績>

(単位:回、件、人)

年 度	回 数 ()内予定回数	相談件数	相 談 者 延 べ 人 数		
			本 人	家 族	そ の 他
3	11(12)	24	12	12	0
4	11(12)	23	11	18	0
5	12(12)	32	23	28	0

イ 保健師等による相談指導

<事業概要>

心の病に関連する相談に応じる。

<対象者>

心の健康問題で悩む人

<内 容>

心の病に関連する相談窓口を設置するとともに、精神保健に関する正しい知識と理解が深められるように助言し、地域住民の心の健康づくりの保持増進を図る。面接・電話・訪問等で、当事者やその家族への支援を行う。

<事業実績>

(単位:件、人)

区 分 年 度	家庭訪問 件 数	電話相談 件 数	面 接 相 談			
			相談件数	相談者延べ人数		
				本人	家族	その他
3	1,348	4,258	950	601	307	199
4	1,171	3,652	1,020	639	340	175
5	1,186	3,369	990	564	387	235

② 緊急対応

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第22～26条 昭和25年5月1日施行)

※ 精神保健福祉法改正により、平成26年度から法22条が診察及び保護の申請、23条が警察官、24条が検察官、25条が保護観察所長、26条が矯正施設長からの通報となった。

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<事業概要>

岡山県が一般人・警察官・検察官・保護観察所・矯正施設の長からの通報に対し、調査の上必要があった者に指定医の診察を受けさせ、措置入院を初めとした入院形態か在宅支援という支援の方向性を出す。倉敷市は岡山県の地域支援の依頼があれば、事前調査から同行し、支援を行う。

<対象者>

精神障がい者

<実施主体>

通報対応は岡山県、地域支援は倉敷市

<内容・実績>

(単位:件)

区分 年度	件数	連絡機関等					対応結果(延)								
		一 般 人	警 察 官 通 報	検 察 官 通 報	保 護 観 察 所 通 報	矯 正 施 設 長 通 報	入 院					継 続 治 療	保 健 師 フ ォ ロ ー 他		
							措 置 入 院	緊 急 措 置	応 急 入 院	医 療 保 護 入 院	任 意 入 院				
3	92	0	58	15	0	19	12	0	0	24	4	37	7	8	
4	76	0	57	5	0	14	9	0	4	11	1	2	29	20	
5	73	0	49	6	0	18	14	0	1	17	1	19	21	16	

③ 当事者会・家族会活動の支援

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第47条 昭和25年5月1日施行)

ア 当事者会活動の支援

<事業概要>

当事者が集い交流を深める中で、相互支援、社会参加促進、啓発活動などを目的に様々な活動を行う。

<対象者>

精神障がい者

<内 容>

レクリエーション活動・創作活動・生活指導等

<事業実績>

(単位:回、人)

会の名称	回 数	延べ参加者数
かけはし会議	10	70

イ 家族会活動の支援

<事業概要>

自助グループである家族会の育成・支援

<対象者>

家族

<内 容>

健康教育・健康相談・会運営上の相談・助言・サポート等

<従事者>

保健師・精神保健福祉士等

<事業実績>

(単位:回、人)

地区	倉敷	児島	玉島		水島	真備	
会の名称	倉敷市精神障がい者 家族会連合会	あけぼの会	のぞみの会	暁・ふれ愛の会	つどいの会	ひなたぼっこ ファミリーの会	真備ふれあいの家 家族の会
回数	12	0	0	0	0	0	0
延べ参加者数	102	0	0	0	0	0	0

ウ 家族教室

(単位:回、人)

教室名称	精神障がい者を支える家族のための教室	ひきこもり家族教室
概要	精神障がいをもつ当事者の家族に対して、障がいに対する正しい知識・情報を提供し、当事者とともに回復の過程を歩む家族としての役割を考える。家族同士で情報交換・情報共有することで、当事者への対応の仕方を考え、家族の抱える不安解消を図り、家族のセルフケアを向上させる。	ひきこもり状態にある本人への対応に苦慮している家族に対して、ひきこもりのメカニズムを学ぶことで本人への対応力の向上を図ると共に家族の孤立を予防する。
対象者	倉敷市内に在住の精神障がい者の家族及び関係者	ひきこもり状態にある本人への対応に悩みや不安を抱えている家族
内容	医師による講和、交流会	講話、支援機関紹介、交流会
実施回数	1	5
参加者数	36	58

④ 倉敷地域自立支援協議会精神部会

(根拠通知 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

<事業概要>

精神保健医療福祉に携わる関係者が、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のために、地域課題について具体的方策を検討する。また、より専門性に分けて協議を行うために、「地域移行支援」「ひきこもり支援」の研修会及び分科会を開催する。

<対象者>

精神保健医療福祉に携わる関係者

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<内容・実績>

(単位:回、人)

倉敷地域自立支援協議会精神部会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
5月11日	○倉敷地域自立支援協議会精神部会の活動について(報告) ○精神保健福祉法の一部改正について(報告) ○地域課題についての意見交換	28機関 41人
8月10日	○各専門分科会等の活動状況について(報告) ○自立支援協議会のHP、SNSについて(報告) ○障がい福祉計画等策定に向け部会から発信する課題について	30機関 40人
11月9日	○私のピアサポート活動体験 ○倉敷市のピアサポート活動体制について ○倉敷市でのピアサポート活動推進に向けて各々ができること、やってみたいこと(グループワーク)	32機関 47人
2月8日	○各分科会等の活動報告 ○精神保健福祉法の一部改正について(報告) ○令和6年度以降の部会活動について(意見交換)	27機関 36人

精神部会におけるひきこもり支援を考える専門分科会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
6月8日	○倉敷市保健所におけるひきこもり支援について(報告) ○分科会について(報告) ○当事者にとって安心できる地域について(ワールドカフェ形式でのグループワーク)	15機関 20人
9月14日	○第1回分科会について(報告) ○ひきこもり支援におけるインフォーマルな取組について(話題提供) ○当事者にとって安心できる地域について(グループワーク)	15機関 23人
12月14日	○第2回分科会、ひきこもり支援フォーラム2023について(報告) ○当事者にとって安心できる地域について(グループワーク)	15機関 22人

地域移行・地域生活支援に関する専門分科会		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
7月20日	○分科会の取組について(報告) ○地域移行促進のための映像資材について(報告) ○地域移行促進のための映像資材の活用方法(グループワーク)	13機関 20人
10月12日	○病院交流会の取組について(報告) ○ピアサポート活動支援事業について(報告) ○病院交流会・事例検討会実現に向けて出来ること(グループワーク)	15機関 35人
1月11日	○法改正及び65歳以上長期入院者の状況について(報告) ○「高齢長期入院者の状況と退院支援」 「障がい福祉分野と介護・高齢者福祉分野との連携」(話題提供) ○高齢者福祉分野と円滑な連携について(グループワーク)	18機関 28人

9回/年	○倉敷地域におけるピアサポート活動推進体制等について協議	延 82 人
------	------------------------------	--------

ひきこもり支援関係者研修会(ひきこもり支援フォーラム 2023)		
開催日	内容	参加機関及び参加者数
10月31日	○第1部講演(内容:体験談・支援者に向けて) ひきこもり UX 会議 林 恭子代表理事 石崎 理人理事 ○第2部小さな交流会(NPO 法人 One 主催) ひきこもり UX 会議 林 恭子代表理事 石崎 理人理事	49 機関 83 人

(4) 自殺対策事業

① 倉敷市自殺対策ネットワーク会議

(根拠 倉敷市自殺対策ネットワーク会議設置要領 平成 27 年4月1日施行)

倉敷市自殺対策基本条例第 12 条 平成 27 年4月1日施行)

自殺対策基本法第 2 条 平成 18 年 10 月 28 日施行)

<事業概要>

倉敷市自殺対策基本条例第 12 条の規定に基づき、庁内及び関係機関との連携強化を図り、自殺対策基本計画を周知、推進する。

<対象者>

* 市役所外関係機関(16 機関):

警察署(倉敷・児島・玉島・水島)、倉敷市連合医師会(兼産業医会)、病院協会、救急医療機関、精神科医療機関、岡山県司法書士会、岡山弁護士会、職業安定所、民生委員・児童委員協議会、愛育委員会連合会、商工会議所、岡山県産業看護部会、岡山県備中保健所、倉敷市議会、倉敷市社会福祉協議会、高齢者支援センター

* 市役所内関係部署(26 課):

企画経営室、市民活動推進課、人事課、市民課、生活安全課、消費生活センター、男女共同参画課、納税課、生活福祉課、保健福祉推進課、福祉援護課、障がい福祉課、子育て支援課、子ども相談センター、健康長寿課(地域包括ケア推進室)、国民健康保険課、介護保険課、保健課、健康づくり課、商工課、住宅課、警防課、労働雇用政策課、指導課、生涯学習課、青少年育成センター

<内容・実績>

開催日	内容	対象者	参加者数(機関・課) 含:事務局
7月12日	○報告「自殺の現状と自殺対策の取り組みの必要性について」 ○講話「ゲートキーパーについて」 ○話題提供「各部署での取組について」 消費生活センター・労働雇用政策課・岡山県産業看護部会・倉敷市民生委員会 ○意見交換 ①各部署の業務で自殺対策につながっていると感じること ②コロナの影響が残っていると感じること ③今後意識して取り組みたいこと	庁内外 委員	41人 (庁内18人、庁外23人)

第四 精神保健福祉対策・難病対策

1月17日	○報告「倉敷市の自殺の現状と自殺未遂者の状況について」 ○話題提供「救命救急センターからみた自殺予防の現状」 倉敷中央病院 救命救急センター長 福岡敏雄 先生 ○意見交換 ①話題提供の感想 ②事例を元に私たちに何ができるかを検討	庁内外 委員	39人 (庁外15人、庁内24人)
-------	---	-----------	----------------------

② 普及啓発活動

(根拠法令 自殺対策基本法 第6条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

愛育委員会等の組織や広報紙、メディアの活用や関係機関と連携しながら、世界自殺予防デーや自殺対策強化月間に合わせ、全市的に啓発活動を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業内容・実績>

区分	事業内容・実績
広報紙・メディアの活用	＊広報紙に自殺予防や心の健康づくりに関連する記事を掲載。心の健康相談も毎月紹介 ＊市役所電子掲示板で啓発 ＊倉敷市公式アプリ、Instagram等での自殺予防に関する啓発 ＊ホームページにて自殺対策相談窓口の周知
関係機関と連携	＊JR倉敷駅・新倉敷駅・茶屋町駅・児島駅・水島臨海鉄道水島駅・スーパー等街頭にて、自殺予防と相談窓口の紹介を行う(くらしき心ほっとサポーターと協働) ＊心の健康相談・多重債務に関する相談窓口カードを作成し、愛育委員等と協働して、25,539枚超を地域の人の目につきやすい場所に配布・設置・携帯する ＊保健所ホールにて自殺予防や心の健康づくりに関する資料展示 ＊愛育委員会やミニ健康展、小地域ケア会議、イベント等あらゆる機会を捉え啓発実施

③ ゲートキーパー養成(人材育成)

(根拠法令 自殺対策基本法 第16条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺の防止等の充実にあたっては、人材の確保・養成・資質の向上が必要不可欠であり、実践的取り組みとして市役所・地域別人材育成研修会を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

庁内版

対象	回数	参加者数
中堅教職員資質向上研修	1	32
消防職員のためのメンタルヘルス研修	1	41
悩みを抱える人に寄り添う相談対応研修	1	31
合計	3	104

地域版

対象	回数	参加者数
高校・大学関係	5	1,612
愛育委員	9	327
職域	5	270
生きるを支えるフォーラム	1	147
その他地区組織、一般市民等	1	10
合計	21	2,366

④ 生きるを支えるフォーラム

(根拠法令 自殺対策基本法 第17条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺予防講座を平成25年度より「生きるを支えるフォーラム」と名称を変更し、自殺対策の関連機関等と連携強化を図り、自殺予防の正しい知識と周囲の対応方法を伝え、地域の絆を深め市民一人ひとりがより生きていく力を強化することを目的に開催する。

<対象者>

一般市民(支援者や地域のキーパーソンである関心層)

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<内容・実績>

開催日	内 容	参加者数
10月7日	1 基 調 講 演 : 「働き盛り世代のSOSと周りの人にできること」 講 師 : 日本産業カウンセラー協会 田中節子 会長 2 話 題 提 供 : 株式会社タック 瀧川信二 代表取締役社長 3 クロストーク : 田中節子さん×瀧川信二さん×倉敷市保健所	147人 動画視聴261回

⑤ 弁護士・司法書士による「こころとくらしの相談会」

(根拠法令 自殺対策基本法 第19条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

市民が悩みを抱え込まず相談ができ、悩みの軽減や解決方法等の手がかりが得られる場の提供と、必要に応じて支援につなげることを目的に開催する。

<対象者>

一般市民

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<内容・実績>

開催日	相談件数
9月30日	32
2月3日	36

⑥ 自殺未遂者支援事業

(根拠法令 自殺対策基本法 第19～20条 平成18年10月28日施行)

<事業概要>

自殺未遂者またはその家族に対し、倉敷市保健所が積極的に介入して、適切な支援を図ることにより、再度自殺企図のないように支援する。また支援事例を通じて、関係機関の役割やネットワークについて分析し、地区特性に応じた相談支援体制の整備や人材育成のあり方について検討する。

<負担割合>

国 2/3 市 1/3

<事業実績>

ア 評価会議(2回)・・・支援経過報告・事業の体制整備等
事例検討会(2回)・・・新規事例等の支援方針の検討

(個別支援状況)

前年度継続	新規	終了	継続支援
21	8	17	12

第四 精神保健福祉対策・難病対策

(対象者の状況)

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
男性	2	0	1	3	1	1	0	2	10
女性	4	4	1	4	3	1	1	1	19

(対象者の要因 *複数掲載)

家族問題	経済問題	住居問題	健康問題	その他	過去の未遂歴
20	10	0	23	19	12

イ 救急告示医療機関・精神科医療機関を対象とした情報交換会の開催
令和5年度開催なし

(5) その他事業

精神障がい者保健福祉手帳の交付

(根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条 昭和25年5月1日施行)

<事業概要>

一定の精神障がいの状態にあることを証する手帳の交付を受けた者に対し、各方面から種々の支援策が取られることを通して、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る。

<対象者>

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者

<交付手続>

精神障がい者本人の申請に基づく。家族・医療機関職員等の代行手続きも可能である。

<有効期限>

2年(2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新する。)

<支援施策>

所得税及び住民税の障がい者控除、預貯金の利子所得の非課税、自動車税等の免除、生活保護の障がい者加算の認定、各種施設の利用料金割引など

<実施主体>

県

<手帳所持者数>

各年度末現在 (単位:人)

年度		等級	1級	2級	3級	計
3			454	3,308	741	4,503
4			429	3,466	844	4,739
5			396	3,617	932	4,945
(内訳)	倉敷		203	1,793	450	2,446
	児島		45	498	155	698
	玉島		59	471	115	645
	水島		65	703	176	944
	真備		24	152	36	212

2 難病対策

(1) 医療費等の助成

① 指定難病医療支援事業

(根拠 岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱 平成10年5月1日施行)

難病の患者に対する医療等に関する法律 平成27年1月1日施行)

岡山県特定医療費支給認定実施要綱 平成27年1月1日施行)

<事業概要>

原因不明で、治療方法が確立していない難病のうち、国が定める疾病にかかっており、病態など一定の基準を満たす患者の医療費の自己負担分の一部を公費負担する。

<対象者>

国が定める指定難病及び特定疾患治療研究事業の対象疾病患者

<内 容>

対象疾病の医療費について医療保険各法に基づく自己負担分の一部を公費負担する。

<実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

国 1/2 県 1/2

<事業実績>

(単位:人)

年 度 \ 地 区	倉 敷	児 島	玉 島 (真備地区含む)	水 島	合 計
3	2,071	687	853	836	4,447
4	2,147	715	876	861	4,599
5	2,358	748	854	922	4,882

② スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業

(根拠 スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱 昭和53年12月1日施行)

<事業概要>

スモン患者に、はり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等治療に関する研究を行うとともにスモン患者治療費の負担軽減を図る。

<対象者>

スモン患者

<内 容>

7回(1か月/1人)まで公費負担

<実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

国 10/10

<受給認定者数>

(単位:人)

年 度	3	4	5
受給認定者数	5	4	5

③ 小児慢性特定疾病医療支援事業

(根拠法令 児童福祉法 第 19 条の2 昭和 22 年 12 月 12 日施行)

<事業概要>

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

<対象者>

倉敷市内に住所を有する児童で、小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の程度が一定以上である児童等(原則 18 才未満)

<内 容>

対象疾病の医療費について医療保険各法に基づく自己負担部分の一部を公費負担する。

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<実施時期>

平成14年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<年度中の承認患者数>

(単位:人)

疾患群 \ 年度	3	4	5
悪性新生物	60	62	60
慢性腎疾患	28	29	32
慢性呼吸器疾患	29	31	22
慢性心疾患	75	76	78
内分泌疾患	123	120	112
膠原病	16	18	19
糖尿病	27	29	29
先天性代謝異常	17	15	14
血液疾患	9	13	15
免疫疾患	4	3	3
神経・筋疾患	45	46	55
慢性消化器疾患	46	48	58
先天異常症候群	17	18	21
皮膚疾患	1	1	0
骨系統疾患	9	8	10
脈管系疾患	1	1	0
計	507	518	528

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定評価事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じてきめ細かな支援を行うため、各種サービスの適切な提供に資する支援計画の策定及びこれの評価を行う。

<対象者>

在宅療養中の要支援難病患者及びその家族

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年度 \ 区分	策定件数(件)	評価件数(件)	出席者数(人)
3	6	6	43
4	10	10	94
5	19	19	123

※ 在宅療養患者の対応の検討と管内関係団体・機関との連携調整等を実施。

② 訪問相談員育成事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

医療福祉相談に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、個別の相談、助言等を行う訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、訪問相談員等の育成を行う。

<対象者>

保健師や看護師等

<内 容>

日常生活や療養生活に関する各種相談、指導、助言と、難病に関する情報提供、患者及び家族への精神的ケア

<事業内容>

③難病研修会参照

③ 難病研修会

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

地域での難病ケアの質の向上のため、難病支援関係者に対し医師等の講演などにより研修会を開催する。

<対象者>

保健師や看護師等

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

<事業内容>

年度	区分	実施回数	内 容	出席者数(延べ)
3		1	WEBセミナー「2021 今保健師だからできること」を配信 視聴 意見交換	10
4		1	難病制度・難病支援にかかわる障がい福祉制度について 倉敷市の難病対策について	110
5		2	講話 ・摂食・嚥下について ・医療処置選択について	142

④ 医療福祉相談事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

<事業概要>

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、医療福祉相談班による相談、指導、助言を行う。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<内 容>

- ・医師による医療相談
- ・理学療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション相談
- ・栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談、保健師等による療養生活に関する相談

<実施時期>

平成13年度より実施

<費用負担>

国 1/2 市 1/2

第四 精神保健福祉対策・難病対策

<事業実績>

年 度	実施回数	参加者数	相 談 別 内 訳					計
			医 療	リハビリ	栄 養	歯科	その他	
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	1	12	5	5	0	1	0	11
5	4	27	14	5	3	2	1	25

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため開催を見合わせた。

⑤ 訪問相談・指導事業

(根拠 難病特別対策推進事業実施要綱 平成10年4月9日健医発635号厚生省保健医療局長通知)

保健師等による個別支援の必要な対象者を早期に把握し、適切な支援を行うことを目的として電話・面接、家庭訪問による保健指導を行う。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<内 容>

保健師等による電話・面接、家庭訪問による保健指導 (単位:件)

年 度	電話・面接相談	訪問相談	うち訪問相談員による 訪問相談(再掲)
3	982	126	49
4	1,271	116	52
5	1,161	143	42

⑥ 在宅療養教室(医療福祉相談事業 疾患別難病患者家族交流会含む)

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

<事業概要>

在宅療養の質を高める講話等や、疾患の種類に関わらず参加者同士で交流する機会を設け、難病患者やその家族のQOLの向上を図る。

<対象者>

市内に住所を有する難病患者及びその家族

<事業実績と内容>

区分 年度	内 容	回数	参加者数
3	新型コロナウイルス感染症のため中止	0	0
4	新型コロナウイルス感染症のため中止	0	0
5	・医師による疾患に関する講話 (多発性硬化症/多系統萎縮症/全身性エリトマトーデス) ・患者家族同士の交流	3	43

⑦ 難病地域ケアシステム推進事業(難病ケア関係者連絡会)

(根拠 倉敷市難病患者地域対策推進事業実施要領 平成13年4月1日)

<事業概要>

難病支援関係者がそれぞれの支援の現状・役割を理解し連携することができる体制づくりや、難病支援における課題解決に向けた取り組みについて検討する。

<対象者>

市内の在宅難病患者にかかわる支援者

<事業内容>

区分 年度	実施回数	内 容	出席者数
3	5	各地区訪問看護ステーション連絡会 倉敷地区 1回 水島地区 2回 玉島・真備地区 2回(うち書面開催1回)	63
4	6	各地区訪問看護ステーション連絡会 倉敷地区 1回 水島地区 3回 玉島・真備地区 2回	79
5	1	レスパイト受け入れ医療機関連絡会	15
	1	水島圏域訪問看護ステーション連絡会	5

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(根拠法令 児童福祉法 第19条の22 昭和22年12月12日施行)

<事業概要>

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

<対象者>

小児慢性特定疾病児童等及びその家族等

<内 容>

- ・小児慢性特定疾病等自立支援員による相談支援(必須事業)
- ・相互交流支援事業医療相談会、患者交流会(任意事業)

<実施時期>

平成27年度より実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

ア 自立支援員等による電話・面接、家庭訪問による保健指導(単位:件)

年 度	電話・面接相談	訪問相談
3	139	4
4	96	2
5	136	8

※ 訪問相談の対象は主に日常生活用具申請に伴う調査や各推進室や関係機関から相談のあった事例等

イ 小児慢性特定疾病患児・家族交流会

年度	回数	内 容	参加者数
3	0	新型コロナウイルス感染症のため中止	0
4	0	新型コロナウイルス感染症のため中止	0
5	1	心臓疾患をもつお子さまと家族のつどい	13

3 原子爆弾被爆者援護事業

(根拠法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 平成6年 12月 16日法律第 117号)

<事業概要>

原子爆弾被爆者に対し、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じる。

<対象者>

被爆者健康手帳及び、第一種・第二種健康診断受診者証所持者

<内 容>

手帳及び手当等に関する各種申請・届出を受理するとともに、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施する。(手帳の交付・手当の支給等は県が実施)

<法定受託事務実施主体>

県

<実施時期>

平成 13 年度より実施

<負担割合>

手当・健康診断 国 10/10 事務費 国 1/2 県 1/2

被爆者健康診断の実施

令和5年度

種別 実施別	一 般 検 査			精 密 検 査		
	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A(%)	対象者数 A(人)	受診者数 B(人)	受診率 B/A(%)
第1回	241	58	24.0	4	0	0
第2回	225	64	28.4	6	0	0
がん検診	226	53	23.4	6	0	0

※ 精密検査受診者数は、県と委託契約をした精密検査委託医療機関において、その契約に基づく精密検査を受診した人数。精密検査対象者には、かかりつけ医や医療機関において相談・受診を行うように通知している。

4 骨髄バンク推進事業

(1) 骨髄バンク普及啓発事業

(根拠法令 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 平成 24 年法律第 90 号)

<事業概要>

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者にとって、有効な治療法である骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行う。市民の骨髄移植に対する理解を深め、骨髄バンク事業の推進を図る。

<実施時期>

平成 23 年度より実施

<普及啓発実績>

年度	場 所
3	市広報紙での啓発(10月)
4	市広報紙での啓発(10月)
5	市広報紙での啓発(10月)

<ドナー登録会実績>

年度	場 所	登録者数(人)
3	新型コロナウイルス感染症のため、なし	0
4	新型コロナウイルス感染症のため、なし	0
5	川崎医療福祉大学	15

(2) 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成事業

(根拠 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成金交付要綱)

<事業概要>

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、倉敷市に住所を有する方が骨髄又は末梢血幹細胞の提供者(ドナー)になった場合に、ドナーとドナーを雇用する事業者を対象に助成金を交付する。

<対象者・助成額>

・骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った日に市内に住所を有するドナーで、当該骨髄等の提供について他の自治体等から助成を受けていない者

通院1日あたり 5,000 円

入院1日あたり 20,000 円

※1回の骨髄等の提供についての限度額 105,000 円

※入通院は、骨髄等の提供にかかるものに限る。

・上記ドナーを国内の事業所(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。)で雇用している事業者
ドナーの休業1日あたり 10,000 円

※1回の骨髄等の提供についての限度額 90,000 円

※骨髄等の提供にかかる休業に限る。

<実施時期>

平成 28 年度より実施

<負担割合>

県 1/2 市 1/2

<助成実績>

(単位:円)

年度	3	4	5
助成総額	820,000	1,075,000	800,000

